

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住 所 徳島県板野郡北島町高房字居内1-1
 氏 名 大鵬薬品工業株式会社 北島工場
 工場長 尾形 哲夫
 電話番号 088-679-4510

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

| | | |
|-----------------------------------|----------------|---|
| 循環事業者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 株式会社 富士クリーン 代表取締役 馬場 太郎 |
| | 住所又は所在地 | 香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1 |
| | 事業場の所在地 | 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 754 番 1 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 748 番 24 |
| 規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無 | | 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 |
| 県内に搬入しようとする産業廃棄物 | 一般的な名称 | 廃プラスチック類 |
| | 種 類 | 廃プラスチック類 |
| | 性 状 | 固形状 |
| | 1年当たりの最大搬入量 | 30 t/年 |
| | 排 出 事業場 | 名 称 |
| 所 在 地 | | 徳島県板野郡北島町高字居内1-1 |
| 当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要 | | 生産工程等で不要となった廃プラスチック及び不要包装用資材 |
| 当該産業廃棄物を運搬する者 | 氏名又は名称及び代表者の氏名 | 株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太郎 |
| | 住所又は所在地 | 香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1 |

県内搬入計画

(裏面)

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| 県内搬入計画 | 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路 | 別添資料① |
| | 放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入 | 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 |
| | 県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置 | 排出事業場より排出された廃プラスチック類を収集運搬業者の車輛により県内の循環事業者の事業場に搬入する。運搬に当たっては、飛散等無いように荷台をシートにて覆うなどの措置を講じると共に、道路交通法を遵守する。 |
| | 県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先 | 工場総務部 北島総務課 田川弘樹 Tel 088-679-4510 |
| | 搬入開始予定年月日 | 年 月 日 |
| 規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合 | | |
| 当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域 | | |
| 当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由 | | |
| 参 考 事 項 | | |

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

大鵬薬品工業株式会社 北島工場

徳島県板野郡藍住町字居内1-1



国道192号へ進む



徳島本町交差点を左折し、国道192号/国道318号を西進する



つるぎ町交差点を右折し、国道438号を北進し香川県に入る



まんのう町造田交差点を右折し、府中造田線17号から処理施設



(株)富士クリーン 中間処理施設

香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙745番1

香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙748番24